

最近の地方自治法の改正（議会関係）

平成20年（議員立法）

- （1）議員の報酬に関する規定の整備
- （2）議会活動の範囲の明確化

平成23年

- （1）議員定数の法定上限の撤廃
- （2）議決事件の範囲の拡大
- （3）基本構想を議決対象とする条文の削除



平成24年（予定）

- （1）地方議会制度 ①地方議会の会期 ②臨時会の招集権 ③議会運営
- （2）議会と長の関係 ①再議制度 ②専決処分 ③条例公布
- （3）直接請求制度

平成23年の法改正概要

(1) 議員定数の法定上限の撤廃

地方公共団体の議会の議員定数について、上限数を人口に応じて定めていた規定を撤廃する。

(2) 議決事件の範囲の拡大

法定受託事務に係る事件(※)についても、条例で議会の議決事件として定めることができることとする。

※「国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるもの」を除く。

(3) 基本構想を議決対象とする条文の削除

平成24年の法改正(案)概要

(1) 地方議会制度

- ① 地方議会の会期
- ② 臨時会の招集権
- ③ 議会運営

(2) 議会と長との関係

- ① 再議制度
- ② 専決処分
- ③ 条例公布

(3) 直接請求制度

平成24年の法改正(案)概要

(1) 地方議会制度 ①地方議会の会期

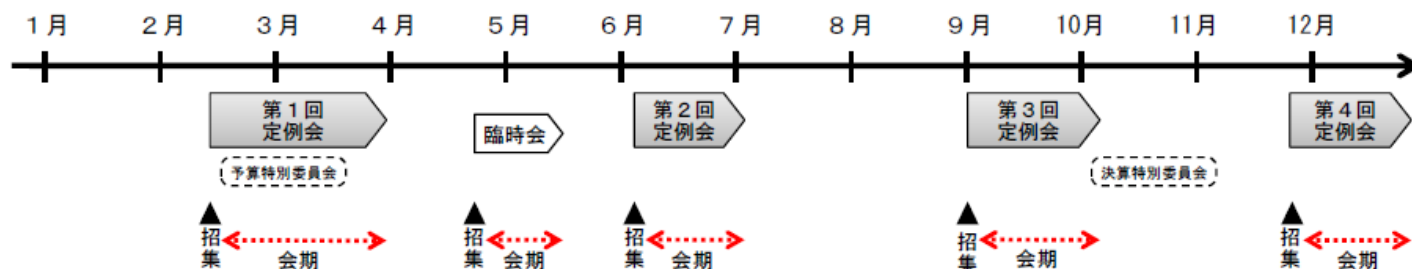
- ・ 地方公共団体の議会は、条例により、定例会・臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができることとする。

- ※ 通年の会期を選択した場合、議会は定期的に会議を開く日(定例日)を条例で定める。
- ※ 長は、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日に会議の開催を請求できるものとする。
- ※ 議場への出席について、長等は、出席すべき日時に正当な理由がある場合は義務免除されることができる。

地方議会の会期のあり方の見直し（イメージ）（参考）

（現行）

- ・ 議会の招集は、長が告示により行う（自治法第101条）
- ・ 定例会・臨時会の区分があり、定例会の回数は条例で定める（自治法第102条第1項・第2項）。
- ・ 会期は毎会期の初めに議会の議決で定める（自治法第102条第6項）。
- ・ 定例会・臨時会の会期中、集中的に議会を開催する運用を想定。

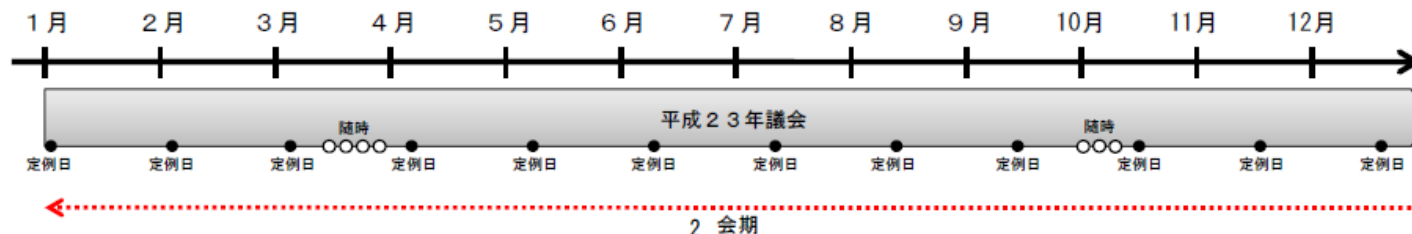


（新制度）

- ・ 定例会・臨時会の区分はなく、一般選挙後30日以内に長が議会を招集するほか、招集行為は行わない。
- ・ 会期は、原則として、条例で定める一月中の日から翌年の当該日の前日までと法定する。
- ・ 条例で、毎月一日以上、定期的に会議を開く日（定例日）を定める（必要に応じ、定例日以外に随時開催も可）。

【運用イメージ】 毎月第2・第4水曜日、18時から20時まで

（予算・決算については、2～3月、10～11月に集中審議 → 定例日を集中的に規定するか委員会付託）



※上記の図中における、第30次地方制度調査会からの意見による修正点

- ・ 会期の始期は条例に委ねる。：「一月中の」を削除。
- ・ 会議の日は毎月1日以上と限定しない。：「、毎月一日以上」を削除。

平成24年の法改正(案)概要

(1) 地方議会制度 ②臨時会の招集権

- ・ 議長等による臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとする。

平成24年の法改正(案)概要

(1) 地方議会制度 ③議会運営

- 委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任等に関する事項を条例で定めることとする。
- 本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとする。

平成24年の法改正(案)概要

(2)議会と長との関係 ①再議制度

- 議決について異議があるときの再議の対象を条例・予算以外の全ての議決に拡大する。
※ ただし、条例の制定若しくは改廃又は予算に関するものについては、現行どおり出席議員の2／3以上の同意のまま。
- 収支不能再議を廃止する。

平成24年の法改正(案)概要

(2) 議会と長との関係 ②専決処分

- 副知事及び副市町村長の選任を専決処分の対象から除外する。
- 条例・予算の専決処分について議会が不承認としたときは、長は必要と認める措置を講じ、議会に報告しなければならないこととする。

平成24年の法改正(案)概要

(2) 議会と長との関係 ③ 条例公布

- 長は、条例の送付を受けた日から20日以内に再議に付す等の措置を講ずる場合を除き、当該条例の公布を行わなければならないこととする。

(3) 直接請求制度

- 解散・解職の請求に必要な署名数要件を緩和する。

最近の地方自治法の改正（議会関係）

平成20年（議員立法）

- （1）議員の報酬に関する規定の整備
- （2）議会活動の範囲の明確化

平成23年

- （1）議員定数の法定上限の撤廃
- （2）議決事件の範囲の拡大
- （3）基本構想を議決対象とする条文の削除



平成24年（予定）

- （1）地方議会制度 ①地方議会の会期 ②臨時会の招集権 ③議会運営
- （2）議会と長の関係 ①再議制度 ②専決処分 ③条例公布
- （3）直接請求制度